

ＵＦＯふれあい館内装リニューアル業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、ＵＦＯふれあい館内装リニューアル業務委託において、公募型プロポーザル方式により業務受託者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

ＵＦＯふれあい館内装リニューアル業務委託

(2) 業務受託者の決定方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）

(3) 受託業務の内容

別紙「ＵＦＯふれあい館内装リニューアル業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

3 提案価格上限額

3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 スケジュール

(1) 公募開始 令和7年10月10日（金）

(2) 現地見学会 令和7年10月17日（金）

(3) 質問の受付期間

令和7年10月10日（金）から令和7年10月21日（火）
17時（必着）

(4) 質問に対する回答 令和7年10月24日（金）

(5) 参加表明書の提出期限 令和7年10月28日（火）17時（必着）

(6) 提案書等の提出期限 令和7年11月11日（火）17時（必着）

(7) 選定結果通知 令和7年11月14日（金）予定

※書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は行いません。

5 プロポーザルに係る参加資格

参加資格要件は、次に掲げる全ての条件を満たす事業者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に

基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

（３）破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

（４）募集開始の日から選定結果通知日の前日までに、福島市から競争入札参加停止を受けていないこと。

（５）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められる関係を有すること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる関係を有すること。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有すること。

（６）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

６ 実施要領等の交付

実施要領等の電子データについては、福島市のホームページからダウンロードすること。なお、福島市の窓口又は郵送等での交付は行いません。

７ 現地見学会

（１）開催日時

令和７年１０月１７日（金） １４時から１５時まで

（２）集合場所

ＵＦＯふれあい館

（３）参加可能人数

1 事業者につき 3 名以内

(4) その他

現地見学会を希望する場合は必ず事前に連絡すること。

8 質問の受付

(1) 受付期間

令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）から令和 7 年 1 0 月 2 1 日（火）
1 7 時（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式 1）により、下記 1 4「事務局」宛に、電子メール、FAX、持参又は郵送により提出してください。（※電話による質問の受付は行いません。）なお、電子メール、FAX、郵送とも発信した旨を電話で事務局あてお知らせください。また、提出期限までに到着したもののみを有効としますので、持参又は郵送による場合は、ご留意願います。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島市ホームページに令和 7 年 1 0 月 2 4 日（金）までに随時掲載します。

9 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 1 0 月 2 8 日（火）1 7 時（必着）

(2) 提出方法

電子メール、郵送または持参（郵送による場合、期限内必着）。

※持参による提出の受付時間

9 時～1 7 時：月曜日から金曜日（1 2 時～1 3 時・祝日を除く）

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式 2）（1 部）

イ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式 3）
（1 部）

ウ 参加資格を確認するための書類（各 1 部）

① 定款または寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。）

② 法人登記簿の写し（申請受付日の 3 ヶ月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

③ 会社概要及び過去 5 年間の類似事業の主な受注等の実績の提示
（任意様式）（正本 1 部、副本 6 部）

(4) その他

ア 参加者は、参加表明書（様式 2）の提出をもって、本実施要領の記載内容

を承諾したものとみなします。

- イ 参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出してください。

10 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年11月11日（火）17時（必着）

- (2) 提出方法

電子メール、郵送または持参（郵送による場合、期限内必着）。

※持参による提出の受付時間

9時～17時：月曜日から金曜日（12時～13時・祝日を除く）

- (3) 提案書等

ア 公募型プロポーザル提出書類送付書（様式4）（1部）

イ 業務内容に関する企画提案書※絵コンテ含む（任意様式）（正本1部、副本6部）

ウ 担当者経歴書（参考様式又は任意様式）（正本1部、副本6部）

エ 見積書（任意様式）（1部）

- (4) 提案書の内容

提案書には、仕様書に記載している各内容を円滑かつ着実に遂行するために、仕様書に記載している目的、業務内容を踏まえた提案を記載するとともに、本事業の実施体制及びスケジュールを記載してください。

- (5) 提案書作成に係る留意事項

ア 提案書に記載するフォントの大きさは、原則11ポイント以上としてください。

イ 企画提案書は、A4版、両面10ページ以内（表紙含む）で作成してください。

11 提案書等の提出に際しての留意事項

- (1) 失格または無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、提案書が無効となる場合があります。

ア 提出者が上記5に定める参加資格等を満たしていない場合

イ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合

ウ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

なお、提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書が無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達の記録を有さない者からの異議は受け付けません。（特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに、受取人の郵便箱に配達するものであり、配達の記録を有しないため注意すること。）

エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

オ 見積書の金額が、上記3に記載した上限額を超過している場合

カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

キ 提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの間に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

ク その他本実施要領又は福島市が予め指示した事項に対する重大な違反が認められる場合

（２）辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

（３）費用負担

提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

（４）その他

ア 提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し任意で追加資料の提出を求めることがあります。

イ 提出された提案書等は、返却しません。

ウ 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することがあります。

エ 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とします。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもあります。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとします。

12 プロポーザル審査

(1) 審査方法

審査委員により、下記審査基準表による書類審査を行い、最も優れたと認められる事業者を選定します。

(2) 審査基準表

審査項目	評価の視点		配点
業務遂行能力等	実施体制	業務を適正かつ円滑に実施する基本的な方針は適正か。	10点
		必要な人材の配置、体制であるか。	10点
	類似の業務実績とその評価	類似の業務実績があるか。	5点
		業務実績に対する評価。	5点
	内装リニューアルによる館内空間の演出	全国有数のUFOをテーマとした施設として、ミステリーゾーンはミステリアスな雰囲気演出しているか。 トイレはUFOの中のトイレをイメージしているか。	20点
		国籍、性別、年代問わず幅広い世代の利用者の満足を得られる提案となっているか。	10点
		独自性のあるコンセプトかつ実現性のある企画であるか。	20点
	話題性の創出	SNS等での拡散が期待できる魅力的な内容か。	20点
	合 計		100点

(3) 評価方法

審査項目毎に以下の評価基準により評価点をつける。

20点満点	10点満点	5点満点	評価
20～17	10～9	5	優れている
16～13	8～7	4	やや優れている
12～9	6～5	3	普通
8～5	4～3	2	やや劣る
4～1	2～1	1	劣る

(4) 優先交渉事業者の選定

各審査委員の合計評価点により、審査委員ごとに事業者を順位付けし、その平均順位の最も高かった者を優先交渉事業者とします。なお、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを条件とします。

(5) 通知等

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面にて通知します。また、文書発送後、審査結果を本市ホームページに掲載し、公表します。

(6) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとします。

1 3 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した優先交渉事業者と福島市が協議し、優先交渉事業者から提案された内容を反映させて仕様書を確定し、契約を締結します。

(2) 契約金額の決定

契約金額は、上記1 3 (1) により確定した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定します。なお、見積金額は予算額を超えないものとします。

(3) その他

優先交渉事業者と福島市との間で行う協議が整わない場合、優先交渉事業者から改めて徴取した見積書が上記3に記載した上限額を超えている場合又は優先交渉事業者が契約を辞退した場合は、第2優先交渉事業者を業務委託予定者とします。

1 4 事務局

福島市 商工観光部 観光交流推進室（担当：寺島、國分）

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

電話：024-572-5717

FAX：024-535-1401

E-mail：kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp